



国勢調査2025



令和7年(2025年)10月1日を調査期日として、令和7年国勢調査を実施します。

国勢調査とは、5年に1度、日本に住む全ての人と世帯を対象として、人口や世帯の実態を明らかにするために行われる日本の最も重要な統計調査です。

調査へのご回答よろしくお願いいたします。

第1回から105年!
歴史のある調査なんだね!



令和7年調査の調査事項

〈世帯員に関する事項〉

- 氏名
- 現在の住居における居住期間
- 男女の別
- 5年前の住居の所在地
- 出生の年月
- 就業状態
- 世帯主との続き柄
- 所属の事業所の名称及び事業の種類
- 配偶の関係
- 仕事の種類
- 国籍
- 従業上の地位
- 従業地又は通学地

〈世帯に関する事項〉

- 世帯の種類
- 世帯員の数
- 住居の種類
- 住宅の建て方

〈国勢調査2025キャンペーンサイトより〉

国勢調査を装った詐欺にご注意を

国勢調査員を装った不審な訪問者や、不審な電話、電子メールなどにご注意ください。国勢調査では、金品を請求することは一切ありません。また、預金、収入等に関する調査事項もありません。

お問い合わせ

広島市企画総務局政策企画課(統計分析係) TEL 082-504-2012

各市区政調整課

中区	082-504-2543	東区	082-568-7703	南区	082-250-8933
西区	082-532-0925	安佐南区	082-831-4927	安佐北区	082-819-3962
安芸区	082-821-4903	佐伯区	082-943-9703		

国勢調査2025キャンペーンサイト

国勢調査2025 検索



<https://www.kokusei2025.go.jp/>



知っ得

なっとく

No.220
2025.9月発行

令和6年度の消費生活相談

第1位 1,310件
商品一般
(不審な電話、架空請求など)

相談件数
8,717件

第2位 630件
化粧品
(意図しない定期購入など)

●●ファイナンスです

第3位 318件
賃貸アパート・マンション(原状回復に関するトラブルなど)

広島市消費生活センターのご案内

消費生活相談
ご相談は来所、電話、メールでお受けしています。



●電話相談
☎ 082-225-3300 (消費生活相談専用)

●メール相談
右の二次元コードの入力フォームからご相談ください。



【開館時間】 10:00~18:00
【休館日】 火曜日、日曜日、祝日・休日と12月29日~1月3日

消費生活出前講座をご利用ください!

市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体・グループ等からの申込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣して出前講座を実施しています。
みなさんと一緒に消費者被害に遭わないための出前講座を開いてみませんか?

- 講師派遣：無料
- 時間：約1~2時間
- 参加者：広島市内にお住まいの方で概ね15名以上
- 土曜日、日曜日、祝日も派遣可能です。

【申込み・お問合せ先】
公益社団法人広島消費者協会
TEL・FAX 082-225-3320

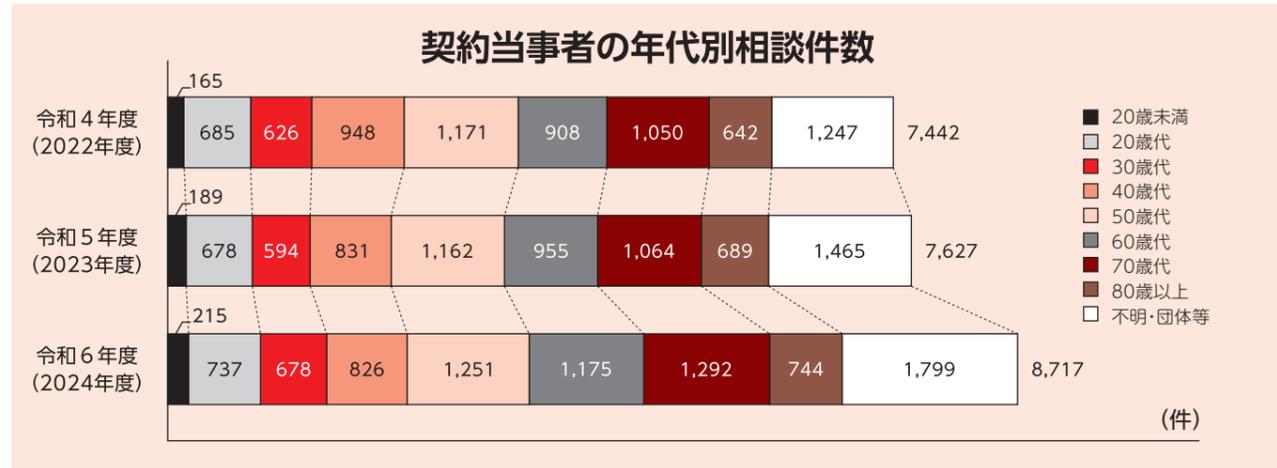
消費者被害に遭わないために



令和6年度はこんな消費生活相談がありました

相談件数

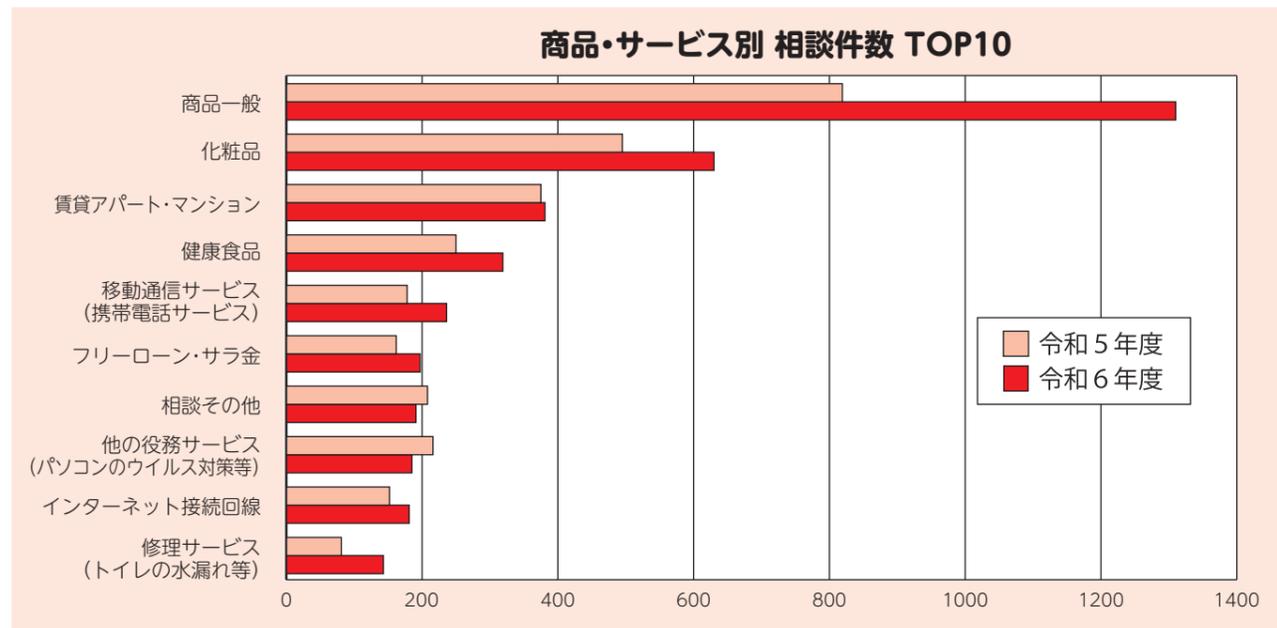
令和6年度に広島市消費生活センターで受けた相談件数は、前年度に比べ1,090件増加し、8,717件となりました。年代別では、概ねすべての世代で増加し、70歳代からの相談が最も多くなりました。60歳以上からの相談は、前年比で500件以上増加しています。



商品・サービス別

公的機関や債権回収会社を騙った架空請求などの「商品一般」に区分される相談が最も多くなりました。次いで「化粧品」の意図しない定期購入などに関する相談、「賃貸アパート・マンション」の原状回復に関するトラブルなどの相談が多くなりました。

概ね昨年度と同様の商品・サービスが相談件数の上位を占めましたが、トイレの水漏れ修理やガス給湯器の訪問販売などの「修理サービス」の相談が新たにランクインしました。



お役立ち情報

国民生活センターでは、消費者による自己解決を支援するため、「消費者トラブル FAQ サイト」を開設しています。



注目事例

① 「SNS上での投資トラブル」に関連する消費生活相談

SNS上の投資グループ内で勧誘される詐欺的なFX取引や、消費者を信用させるために、著名人本人に無断で名前や写真を使用した投資勧誘が横行しています。

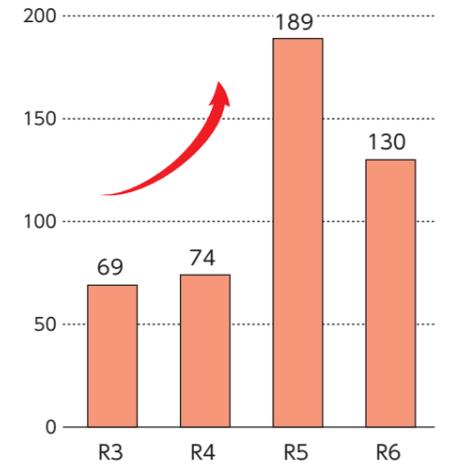
SNSで拡散される偽動画の中には、AIで作成された著名人になりすましたものもあり、注意が必要です。



アドバイス

- ・ SNS上で投資の勧誘を受けた場合、まずは疑ってみるようにしましょう。
- ・ 一旦振込してしまうと、被害回復は困難です。安易に投資資金を振り込むことは控えましょう。

「SNS上での投資トラブル」に関連する消費生活相談件数



② 「定期購入」に関連する消費生活相談

「定期購入」に関連する消費生活相談は令和4年度に急増して以降、高い水準を保っています。特に50歳代以上の方からの相談が多く、60歳代、70歳代からの相談件数が非常に増加しています。



アドバイス

- ・ インターネット通販では、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。
- ・ 「最終確認画面」はスクリーンショットで保存するようにしましょう。

令和6年度 (総件数871件)

順位	区分	件数
1	化粧品	531
2	健康食品	230
3	医薬品類	39
4	飲料	15
5	タバコ用品	9

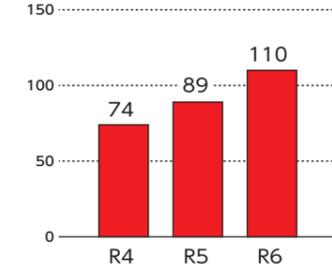
③ 若者の消費生活相談

(令和6年度の15歳から29歳の相談件数 899件)

若者(15歳~29歳)からの消費生活相談は、15歳~24歳では脱毛エステなどの「エステティックサービス」、25歳~29歳では賃貸アパートの契約などの「賃貸マンション・アパート」の相談が最も多くなりました。

また、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられて以降、18歳~19歳からの相談が増加しています。

18歳~19歳からの消費生活相談



※成年年齢引き下げは、令和4年4月から

